

令和4年度歴史資料講座 倉敷義倉と続義倉

令和4年10月2日（日）

倉敷市総務課歴史資料整備室

山本太郎

目次

- I 倉敷義倉の発足と岡雲臥
 - 1 倉敷義倉とは
 - 2 岡雲臥
 - 3 倉敷義倉の発足
- II 義倉の運営と義衆
- III 続義倉の開設と林孚一
 - 1 続義倉とは
 - 2 林孚一
 - 3 続義倉の運営
- おわりに

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

- × 三倉 穀倉の中で最も重要なもの 中国が起源
- × 1 常平倉
 - + 米価調節のための貯穀
- × 2 義倉
 - + 富裕者の義捐または課徴によって穀物を出させ、政府がこれを管轄して便宜な重要なところへ貯穀をし、入用のときに窮民に給与する。
- × 3 社倉
 - + 多数の者が任意にそれぞれ身分相応に出し合って各居村に貯穀をし、自治的に処理する備荒貯蓄

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

- ✕ 江戸時代には、名称（社倉・義倉・備荒倉・陰徳倉・惠民倉など）や方法（原資、貯穀抛出の方法など）にいろいろなパターンがあり、社倉と義倉の区別を明瞭に立てることは困難。

（本庄栄治郎『史的研究 天災と対策』大阪毎日新聞社・東京日日新聞社、1924年）

（国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

× 広島藩の社倉

- + 享保17年（1732）の大飢饉→広島藩主が備荒貯蓄の方策を研究させた。→安芸郡海田市村（現、海田町）の加藤友益が「社倉攷意」を著した。
- + 寛延2年（1749）安芸郡矢野・押込村に社倉誕生。→宝暦5年（1755）の凶作、同6年春の飢饉時に社倉穀を放出して救済し、一人の飢餓人も出さなかった。
- + 明和7年（1770）、広島藩は「社倉法意頭書」を発布して設立を具体的に指示。→明和8年には65カ村で社倉設立。
- + 広島藩内の社倉は寛政9年（1797）には814カ村。蓄積物は麦・米・銀・粃などいろいろ。
- + 明治4年（1871）広島藩領の社倉穀5万6559石、社倉穀の一村平均の貯えは約65石。種類は麦・粃が大
- + 半。
- + （『広島県史 近世2』1984年）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

× 福山藩の社倉

- + 天明6年（1786）、福山藩の貢租の収奪強化と凶年により一揆が発生→天明8年、芦田郡府中市で木綿屋久三郎が中心となって社倉設立
商人・職人層を中心にしてつくられた互助機関
- + 寛政8年（1796）深津郡千田村庄屋荒木市郎兵衛の発起で千田村の宝講が始められた。
- + 文久2年（1862）福山藩は災害・飢饉対策として社倉を設立（吉備津神社境内に社倉建設）
- + （『広島県史 近世2』1984年）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

× 福山藩の義倉

- + 文化元年（1804）創設。福山藩の石見銀山からの借財300貫目を義倉発起人が藩にかわって返済し、その代償に藩が毎年債権者に支払っていた利子分45貫目を御下げ銀として15年間発起人へ渡し（ $45 \times 15 = 675$ 貫目）、それを原資として貸付・利殖することによって運営された。
- + 御下げ銀・利廻し銀の積立により田地を購入し、その加地子米を凶作・飢饉時の救米にあてるとともに、活動・運営の資金とした。
- + 学問等の文化的活動および庶民教化などを援助し、藩士や旧家への援助費を毎年支出した。
- + （『広島県史 近世2』1984年）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

× 津山藩の義倉

- + 天保の飢饉の経験→天保15年（1844）義倉の設置が決定
- + 弘化2年（1845）以降、商人が義倉に貯蔵するための米切手を献納→献納した者へ褒美
- + 城下町中心部の京町に土蔵建設
- + 義倉は藩が主導して設置し、運営や資金提供は町人に行わせた。
- + 米切手は酒造家へ、現物の米は搗米屋へ貸し付ける。
- + 酒造家・搗米屋への貸付によって生まれた利息米を難澁者の救済に利用


（山本一夫「城下町津山における米切手と地域経済」『論集きんせい』第41号、2020年）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 倉敷村の村役人



I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 新禄と古禄

古禄




江戸時代の初めから倉敷村の運営を担ったのは、古禄派と呼ばれた旧家 多くの貸地・貸家を抱え、問屋や醸造業を営む有力商人

小野家 水澤家 井上家 岡家
原田家等

新禄

新しく伸びてきた新興商人

植田家 大橋家 大原家
原家 小山家等



I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 新禄と古禄

文政7年（1824）新禄派が、辞めた古禄が再び村役人に任命されたことを馴れ合いとして江戸出訴

文政10年、古禄派の村役人が全員辞任し、本百姓の入札で決めることになった

文政11年、入札が行われ、新禄派からも村役人を選出

村政の主導権は次第に新禄派に移った

文久元年（1861）大橋家と大原家が同時に庄屋に就任

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

× 倉敷義倉

- + 明和6年（1769）（俵屋）岡雲臥と播磨屋（原田）安右衛門の発起で発足した。
- + 「義衆」が任意に拠出する「義麦」（実際は銀）を元手に融資。利息で救済事業。幕末期に支出の増大と貸付銀の回収不能により経営が困難になる。
- + 林孚一の尽力により明治3年（1870）には続義倉が結成された。続義倉は旧来の倉敷義倉を吸収し、明治31年に役割を終え解散した。
- + （立石智章「展示会記録 平成二十五年度資料展示会 倉敷義倉とその人物」『倉敷の歴史』第24号、2014年）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

× 先行研究

- + 『倉敷義倉 福祉都市・あすへの指標』（倉敷義倉顕彰会、1968年）
- + 永山卯三郎編著『倉敷市史』第三冊・第九冊（名著出版、1973年）
- + 内池英樹「近世義倉組織の一考察—倉敷義倉を事例として—（上）（下）」（『岡山地方史研究』第80・81号、1996年）
- + 小野敏也「倉敷村の「続義倉」について」（『倉敷の歴史』第11号、2001年）
- + 『新修倉敷市史 第四巻近世（下）』（大森久雄氏執筆）（倉敷市、2003年）
- + 立石智章「展示会記録 平成二十五年度資料展示会 倉敷義倉とその人物」（『倉敷の歴史』第24号、2014年）
- + 山本太郎「史料群紹介 倉敷市指定重要文化財倉敷義倉文書」（『倉敷の歴史』第26号、2016年）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

× 倉敷義倉文書

- + 「義倉の書類は発起人にして世話人たる岡氏の家々に伝えられ、明治の初年同家断絶の後には今の阿智神社祀官井上栄夫氏の家々に保管せられ、百余年間に亘る会計帳簿等非常に浩瀚なる書類の殆んど完全に現存せるは誠に珍とすべし。」
(『倉敷市史 6』1961年、倉敷市教育委員会)



図版第四〇 義倉関係書類

絵 『倉敷市史 第三冊』口



宮崎屋井上家（平成二年五月十四日）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

「倉敷義倉文書」は、平成24年11月20日に倉敷市指定重要文化財に指定された。

(理由)

- ・ 制度成立から明治5年までの事業内容が記された歴史的に大変貴重な資料。
- ・ 東日本大震災を契機に、地域でつながり、互いに支え合い、助け合うことの大切さが見直されている折、倉敷義倉に関する文書を末永く後世に残し顕彰する意義。



岡雲臥（1713—1773）

岡延年（1740—1811）の「己亥之秋」安永8年（1779）作の遺像。

常に青羅衣を着け緇布冠を着用していた。

（『倉敷市史 第三冊』617頁）

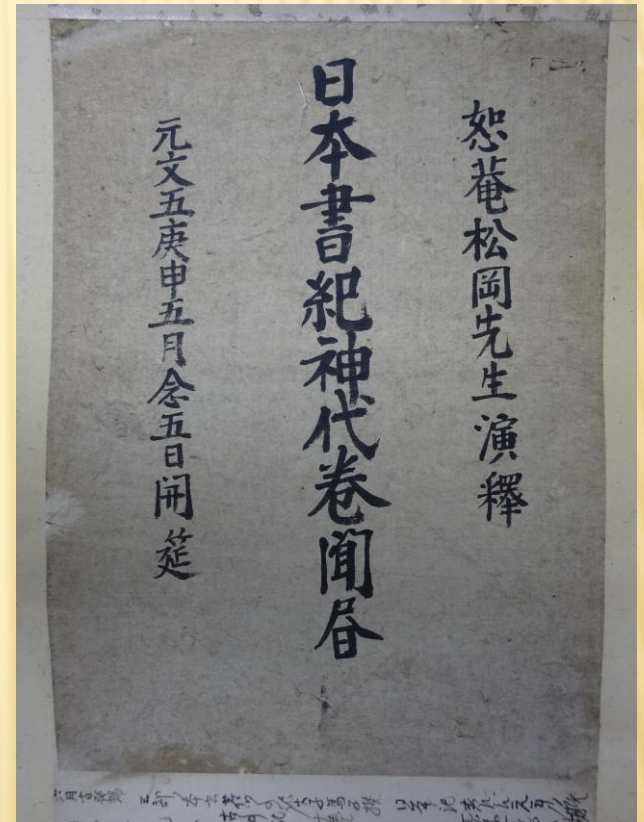
I 倉敷義倉の発足と
岡雲臥 2 岡雲臥



I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 2 岡雲臥

六月廿九日 三部ノ本古書ヲ考ルルニ此天子馬子撰 日本書紀卷九ノ
 日本書紀卷九ノ一 古ノ記 十卷 大朝臣安三ノ以通見奉
 日本書紀後記ノカハリ 神皇正統口本記ノ巻
 皇ノ系ヲ以テ正統ヲ 推立テカキ玉フ 取扱ヒ玉フ

舎人 崇道書皇敬白上帝ノ廢帝ノノ時送也
 廢帝ノ父天武ノ子 此伊弉諾伊弉册ノ孫也
 マトノ記王 一ノ下ノ三トモイハ孫也 初ノ説イハ下ノ撰ス
 天武ノ字ニ云 六月ノ溢ス日本記ヲナシハ皇臣ニ云
 神道家ノ傳アリ 外ハト云ハ西ノ天地ノ及萬物ノ一
 唯ハ全休ノ名也 天ノ通リ行人道ニ皇上下ノ允曰ク也 造化ヲ以テ人々
 造化ノ理ヲ推ス一ハ初也 宗源ノ神ヲト部ノ神也
 本跡ノ起ノ神也 神ノ本跡 現在奉神



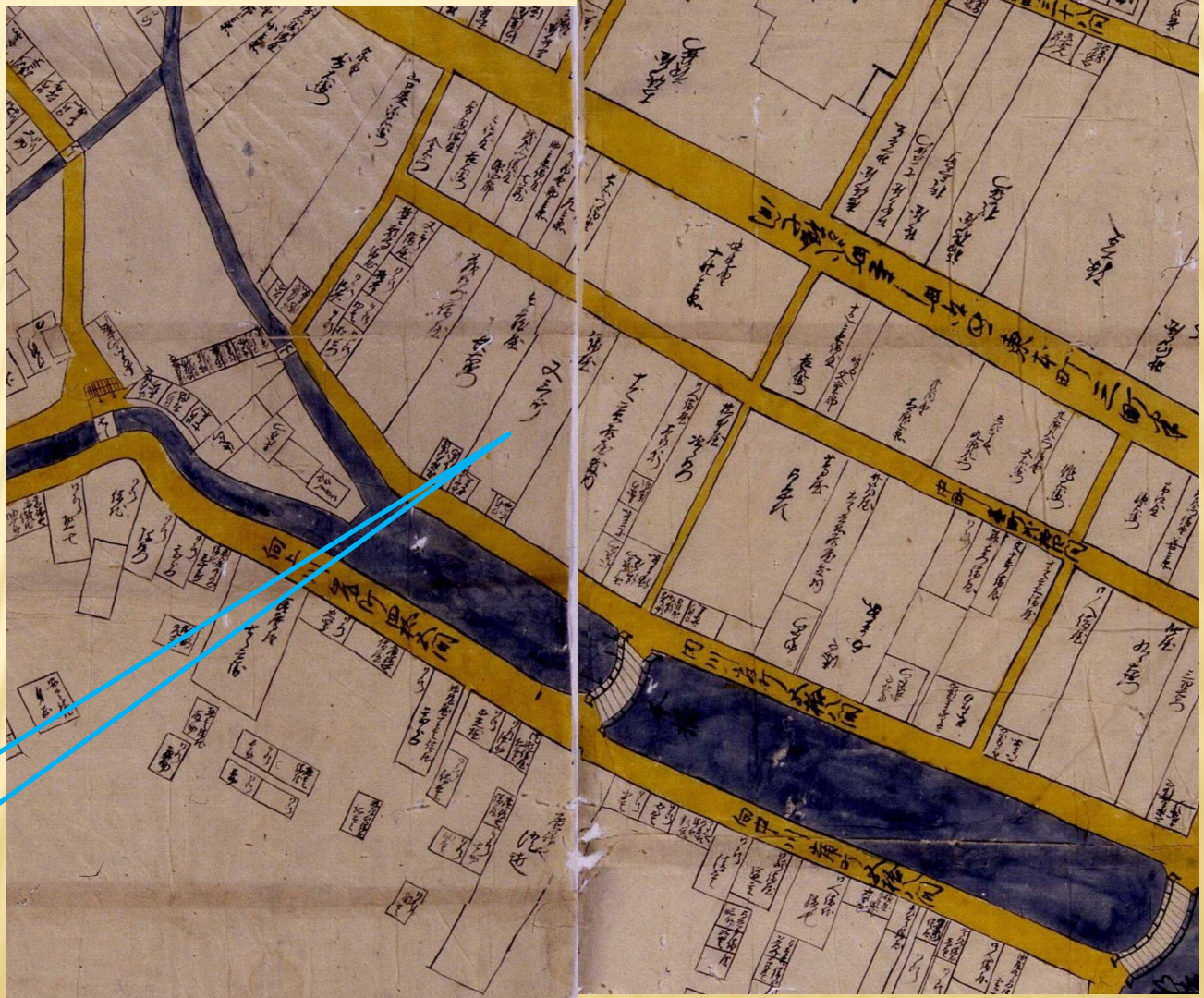
倉敷市所蔵大森家
 文書別 1 - 6

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 2 岡雲臥

宝永7年（1710）の「窪屋郡倉敷村屋敷割絵図」

古禄のうち的一家である俵屋（岡家）の敷地は、現在の旧大原家住宅の敷地の一部に位置していた。

俵屋（岡家）
又三郎



倉敷市所蔵小野家文書五四一四

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 3 倉敷義倉の発足

一 當所百姓町人大小不抱連荒を相催^ヒ始定^ス
等級依此^ニ毎年^ニ奉^ル出^シ可^ク事^ナ
上等 表四石
上二石
中上石 同式石

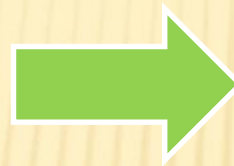
倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-1-1

義倉條約

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 3倉敷義倉の発足

1 1 年目以降（当初の予定）

利息（10%）



80石

- 500石の元麦を支出した義衆へ割戻し
- 7年で完済して60石余る

800石

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 3倉敷義倉の発足

18年目以降（当初の予定）



利息（5%）



5石

- 5箇寺へ寄進

35石

- 身寄りのない者・
困窮者を救済

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 3 倉敷義倉の発足

- × 凶年で麦の値段が高い年は時機を失わず借り受けた義麦を早速返す。遅滞する者があれば義衆一同が催促する。不埒な者は証文に載せている質物を受け取って急遽義麦を買い備える。義衆中で済まないことがあれば官府へ訴え裁判を受ける。義衆の親しみを顧みないことは本意ではないが、**衆民の困窮を救うことが義倉の主意**なので、一人の困窮に替え難い道理である。（18条）

昭和六年五月義倉等級録

上等四石

井筒屋伊兵衛

上等二石

四谷屋武右衛門

中等一石

油屋文三郎

「義麦等録」

明和6年（1769）には74人の義衆から52石の義麦が集まった。ほかに合力麦（義麦を援助する麦）が4石9斗。野村代官が2石、約外義衆（追加になった人々）が6斗。

（『新修倉敷市史』第10巻100号）

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 3倉敷義倉の発足

I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 3 倉敷義倉の発足

中子寺名

中子寺名

濱屋惣兵衛

三好屋又兵衛

如月屋宗兵衛

濱屋市兵衛

唐田金次郎

石屋惣兵衛

大石屋宗兵衛

妹屋宗兵衛

梅屋宗兵衛

灘屋宗兵衛

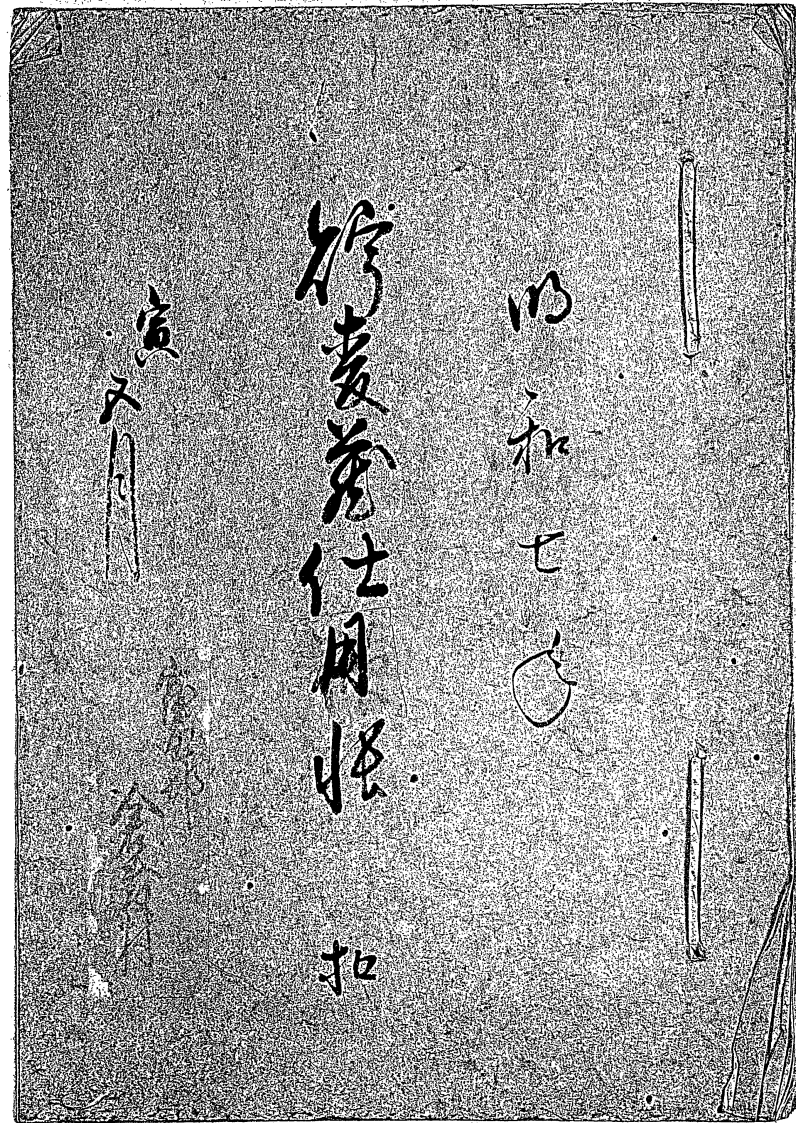
「貯麦蔵仕用帳」

義麦を貯蔵する蔵の計画書。当初構想したが、実際にはこのような蔵は建てられなかった。

麦で取り立て困い置くと、虫や鼠などで減石するので麦1石値段を銀50匁に決め銀で取り立てた。

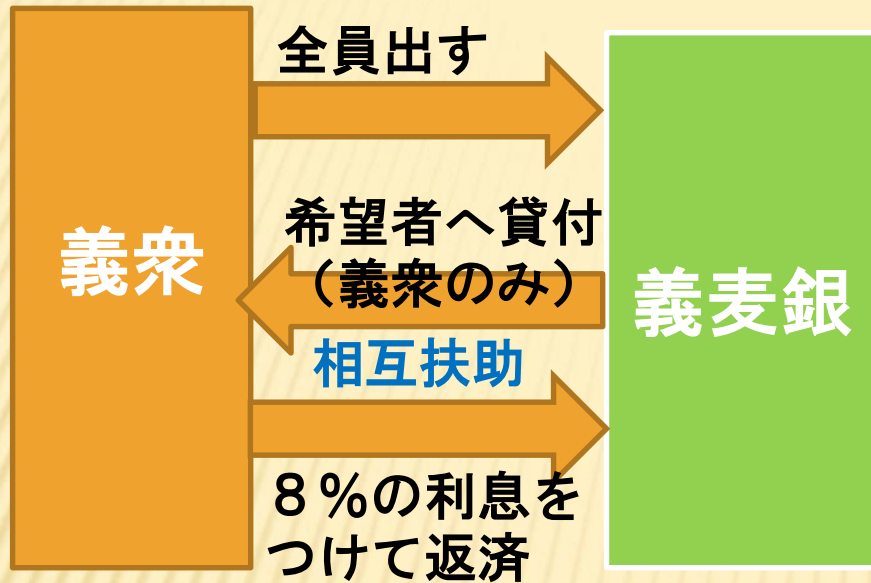
1箇年1割の利息では借り受ける者が不勝手なので、やむなく1年8%で貸し付けた。

(倉敷市所蔵倉敷義倉文書15-2-2「義倉銀勘定書上扣帳」)

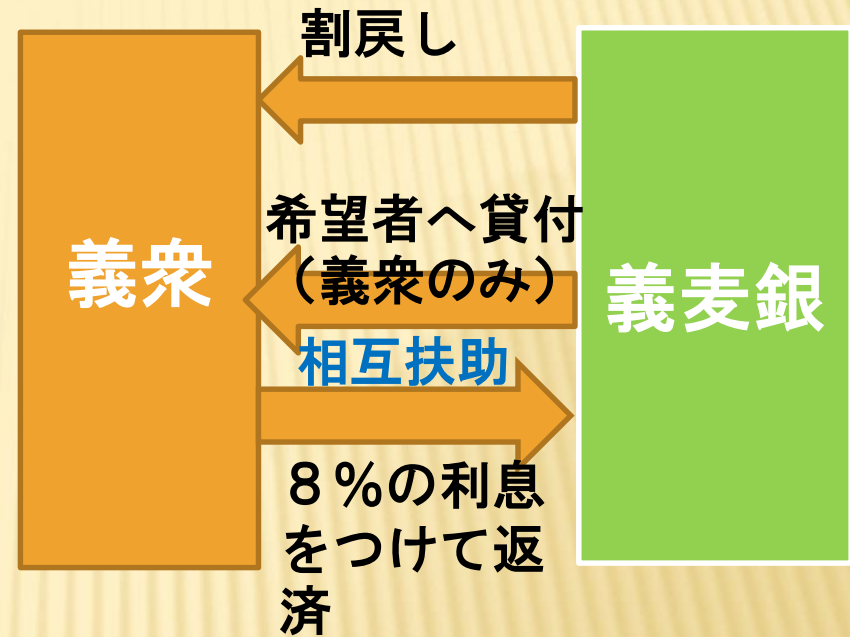


I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 3 倉敷義倉の発足

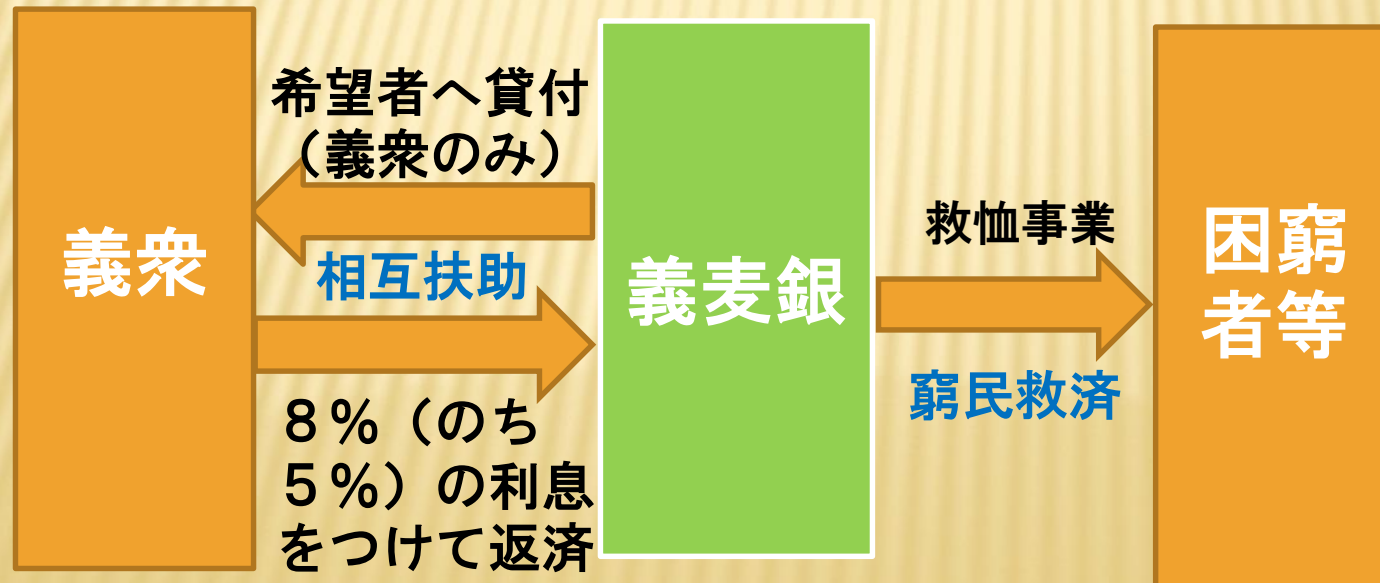
● 10年目まで



● 11年目から



● 割戻し完了後



Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 明和6年6月27日 本栄寺で会合（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-4「義麦毎年増減帳」）
- × 明和6年 義麦52石+合力麦4石9斗=56石9斗、その代銀2,845匁から必要経費を差し引いて2,764匁
+野村代官の合力麦と約外義衆福島祥安の義麦2石3斗の代銀115匁=2,879匁
- × 義衆の借主（利息8%、証人あり、質物証文入）

成羽屋与三右衛門	900匁
堺屋半十郎	900匁
新屋文平	958匁
俵屋又五郎	121匁

（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-1「義麦会計帳」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 義倉発起の明和6年に地方一帯の大旱魃で凶年になり、明和7年春町内と新田村に飢人が多数出たため、雲臥と安右衛門は、4月10日～14日まで義倉とは別に110人から賑窮米29石余を取り集めた。14人の勧進便宜（各町ごとに2人）を決めた。窮民380人に4月17日～5月12日の間、1人1日2合、延人数9千余人に夫食米を給した。4箇寺と新田の世話人2人が支給を扱った。残米を売り払った銀745匁6分2厘を義倉に入れ、8分の利息で運用した。ところが明和7年も旱魃で、明和8年春にも飢饉となり、庄屋孫太夫が立て替えて飢人を救ったので、元利とも805匁余を庄屋に渡した。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-4「義麦毎年増減帳」、1-7-1「庚寅賑窮米勧進帳」、『倉敷市史 第三冊』1026頁）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 明和7年6月10日 誓願寺で会合（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-4「義麦毎年増減帳」）
- × 明和7年 義麦51石9斗+合力麦1石1斗=53石、その代銀2貫650匁から必要経費を差し引いて2貫541匁7厘、それに前年に貸した成羽屋与三右衛門ら4人から返された元利等を合わせて銀6貫417匁1厘
- × 義衆の借主（利息8%、証人あり、質物証文入）

成羽屋与三右衛門	1貫目	新屋文平	1貫目
伊与屋徳右衛門	1貫目	堺屋半十郎	900目
有木屋四郎右衛門	850匁	郡屋清兵衛	850匁
俵屋又五郎	817匁1厘		

（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-1「義麦会計帳」）

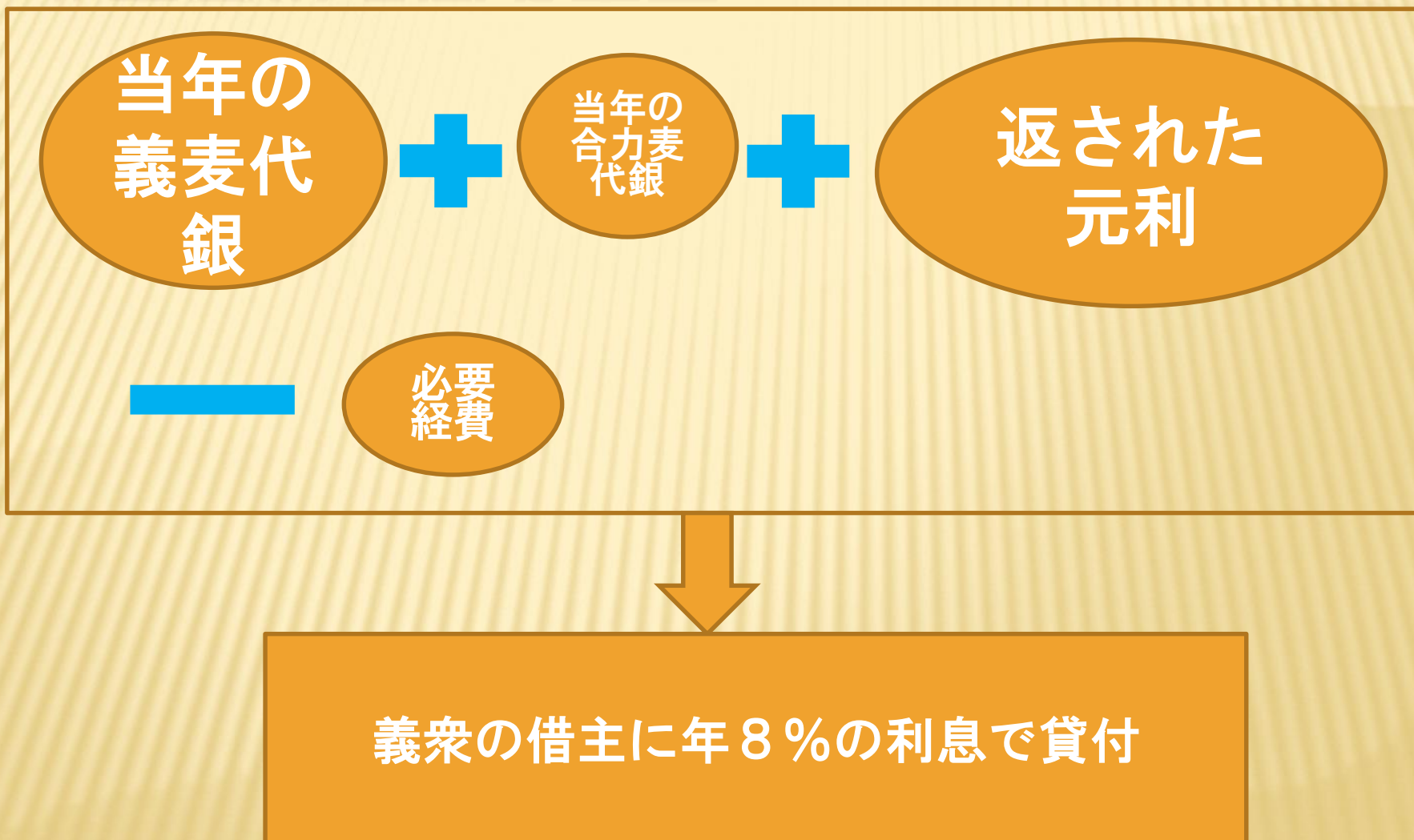
Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 明和8年6月10日 観龍寺で会合（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-4「義麦毎年増減帳」）
- × 明和8年 義麦50石1斗+合力麦5斗=50石6斗、その代銀2貫530匁、それに前年に貸した成羽屋与三右衛門ら7人から返された元利等を合わせて銀9貫460匁3分7厘、そこから必要経費等を差し引いて8貫565匁6分
- × 義衆の借主（利息8%、証人あり、質物証文入）

堺屋半十郎	1貫目	新屋文平	1貫目
伊与屋徳右衛門	2貫目	郡屋清兵衛	1貫目
有木屋四郎右衛門	850匁	成羽屋与三右衛門	1貫200目
貝屋忠左衛門	500目	俵屋又五郎	1貫15匁6分

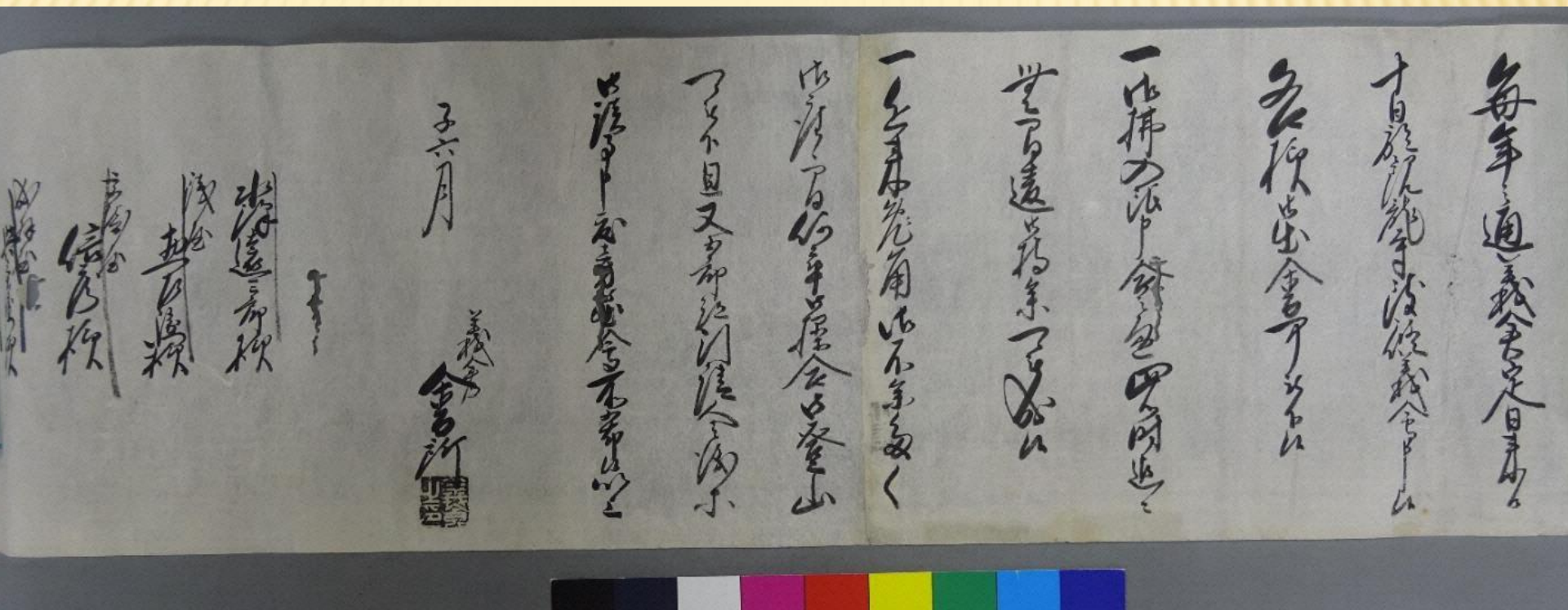
（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-1「義麦会計帳」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆



(倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-1「義麦会計帳」)

Ⅱ 義倉の運営と義衆



修義会開催通知（倉敷市所蔵井上家文書9-10-3）
元治元年（1864）6月

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- ✕ 発起から10年過ぎた安永7年（1778）貯麦代銀が36貫645匁余になったので、当初の計画どおり義麦銀の拠出は安永7年で止め、翌年から4年間、1年に約50石ずつ合計200石（代銀約10貫匁）を義衆へ割り戻し、8%の利息による義麦銀の貸付は継続した。

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- ✕ ところが天明3年・4年・6年は凶年であったので割り戻しを中止し、当初の計画と違って初年から16年たたないうちに村内の困窮人への夫食米代と平生に渡世が難儀な者（独身の老人・小児・病者等）へ夫食代銀合計26貫650匁を支出した。困窮人へは平年でもこれを継続した。天明8年（1788）の時点で残高は25貫660目余りになった。その年に幕府から凶年の備えに夫食貯えを命じられた。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書15-2-2「義倉銀勘定書上扣帳」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 天明8年（1788）、従来の古義衆（明和6年の義倉条約に義衆として記された人々）から44人、約外義衆（条約後に追加された人々）から1人に加え、新義衆26人（帯江屋久平治・浜田屋安右衛門・下津井屋吉左衛門・児島屋与兵衛など）が新規に出麦を行ったこと（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-3「出麦連名之帳」）、麦60石2斗（代銀3貫10匁）を取り集め、28貫775匁余を13人に貸し付けた。寛政元年（1789）と同2年にも同様に義麦銀を抛出した。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-3「天明八年戊申六月 義倉会計帳」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 寛政3年（1791）6月、一同が立ち会って勘定したところ、銀41貫984匁8分になった。発起のときに雲臥と安右衛門が考えたように、銀40貫目余（麦で800石余）になったので、義麦銀の抛出を止め、銀40貫目を貸し付け、残銀1貫984匁8分を義衆の元銀の内へ割戻しを開始した。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書15-2-3「義倉銀御尋ニ付書上扣」）
- × 発足から32年目の寛政12年（1800）に至り、割戻しを完了した。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書9-1「儀倉出銀割戻帳」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 寛政12年に元麦の返済を完了し、銀約40貫の資本を形成した義倉は、翌享和元年（1801）から本格的に救恤事業を始めた。
- × 例：文化7年（1810）の義倉会計帳（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-5）から

銀459.69匁	文化6年、町内の鰥寡孤独の者へ遣わした夫食米代銀
銀103.71匁	文化6年、町内に捨子があり、もらい上げた者へ養育料として遣わした銀
銀250目	塩屋多十郎老母きんへ助力米代銀

- × **史料3** 文化12年（1815）救恤事業の取り計らい方を協議

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- ✦ 発足から58年目の文政9年（1826）には、帳面上では銀95貫目余に達した。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-8「義倉会計帳」）が、この少し前ころから貸金元利返済の停滞によって経営が次第に困難になった。（内池英樹「近世義倉組織の一考察（下）—倉敷義倉を事例として—」『岡山地方史研究81』（岡山地方史研究会、1996年））
- ✦ 庄屋七太夫は困窮のため文政3年に7貫20目を借用し、文政4年から代銀の返済が滞った。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-8「義倉会計帳」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆 新禄古禄騒動の影

- × 文政11年（1828）10月、義衆の（内田屋）五郎右衛門・（茜屋）惣平・（下津井屋）吉左衛門は、倉敷代官役所へ嘆願。①庄屋七太夫が在役中に借用した元銀6貫500目を会計上計算せずにそのままにした。②滞納している者は理由を明らかにせよ。③世話役の（俵屋）六左衛門を呼び出して条約を厳重に守るよう命じてほしい。（『新修倉敷市史第10巻』101号）
- × （茜屋）惣平が文政13年5月、義倉世話人の頭取である（俵屋）六左衛門が「柔弱で利欲に迷い正路の取り計らいができない」として退任を古橋代官役所へ嘆願。→惣平一人の申立で退任するわけにはいかないと六左衛門が反論。（倉敷市所蔵井上家文書9-10-1）（史料4）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 当初の条約では、元麦を返済したら利息を5%にする計画であったが、やはり8%の利息を続けていた。当初の計画であった800石（銀40貫目）より代銀が増加したので、義衆が相談し、文政5年から利銀を1年5%に利下げした。1箇年に1割ずつ払い入れさせ、5%の利銀は元銀へ入れ、14年でおおよそ元利銀皆済になる。（「新禄追訴につき古禄返答書」『新修倉敷市史 第十卷』104号）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

たとえば銀1貫目の貸銀がある場合は表2のような計算になる。

表2 文政5年からの義倉年賦銀算用

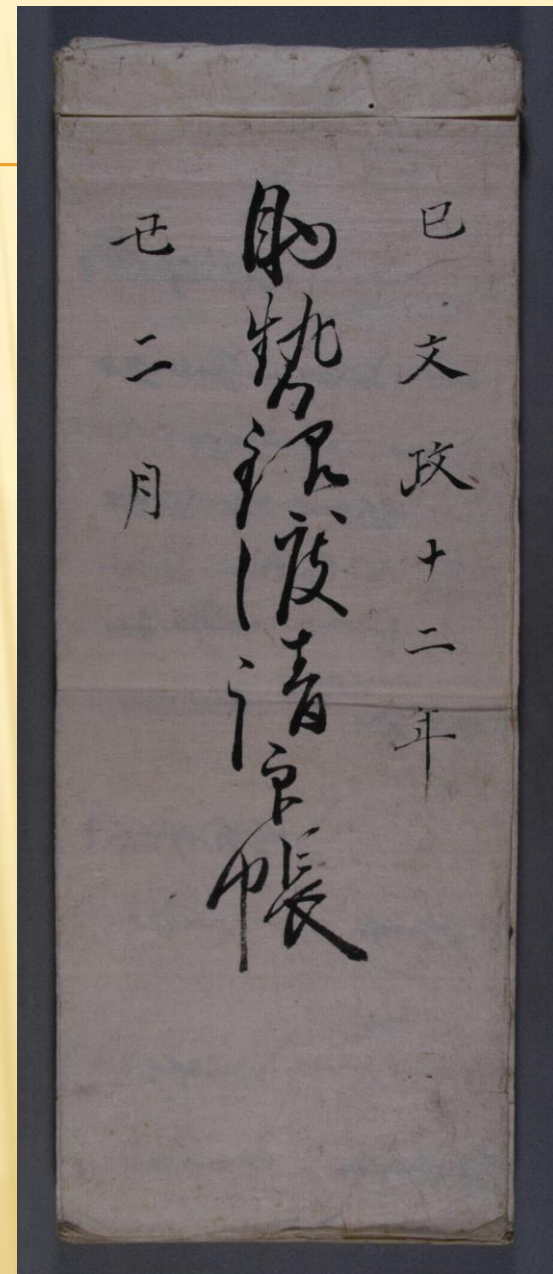
年	元銀(匁)	利銀(匁)	払入(匁)	残銀(匁)
1	1,000.00	50.00	100.00	950.00
2	950.00	47.50	100.00	897.50
3	897.50	44.88	100.00	842.38
4	842.38	42.12	100.00	784.50
5	784.50	39.23	100.00	723.73
6	723.73	36.19	100.00	659.92
7	659.92	33.00	100.00	592.92
8	592.92	29.65	100.00	522.57
9	522.57	26.13	100.00	448.70
10	448.70	22.44	100.00	371.14
11	371.14	18.56	100.00	289.70
12	289.70	14.49	100.00	204.19
13	204.19	10.21	100.00	114.40
14	114.40	5.72	100.00	20.12

典拠: 倉敷義倉文書5-3「文政五年壬午六月 義倉年賦銀請取算用帳 義倉会所」

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- ✕ 文政の末から天保の初めにわたる数度の凶荒に際して多額の救恤を行った。
- ✕ 文政12年（1829）米穀が高騰し疱瘡（天然痘）が流行したため、困窮した508人に銭1,066貫文を助勢（援助）した。

所蔵倉敷市
義倉敷市
文書8
— 3



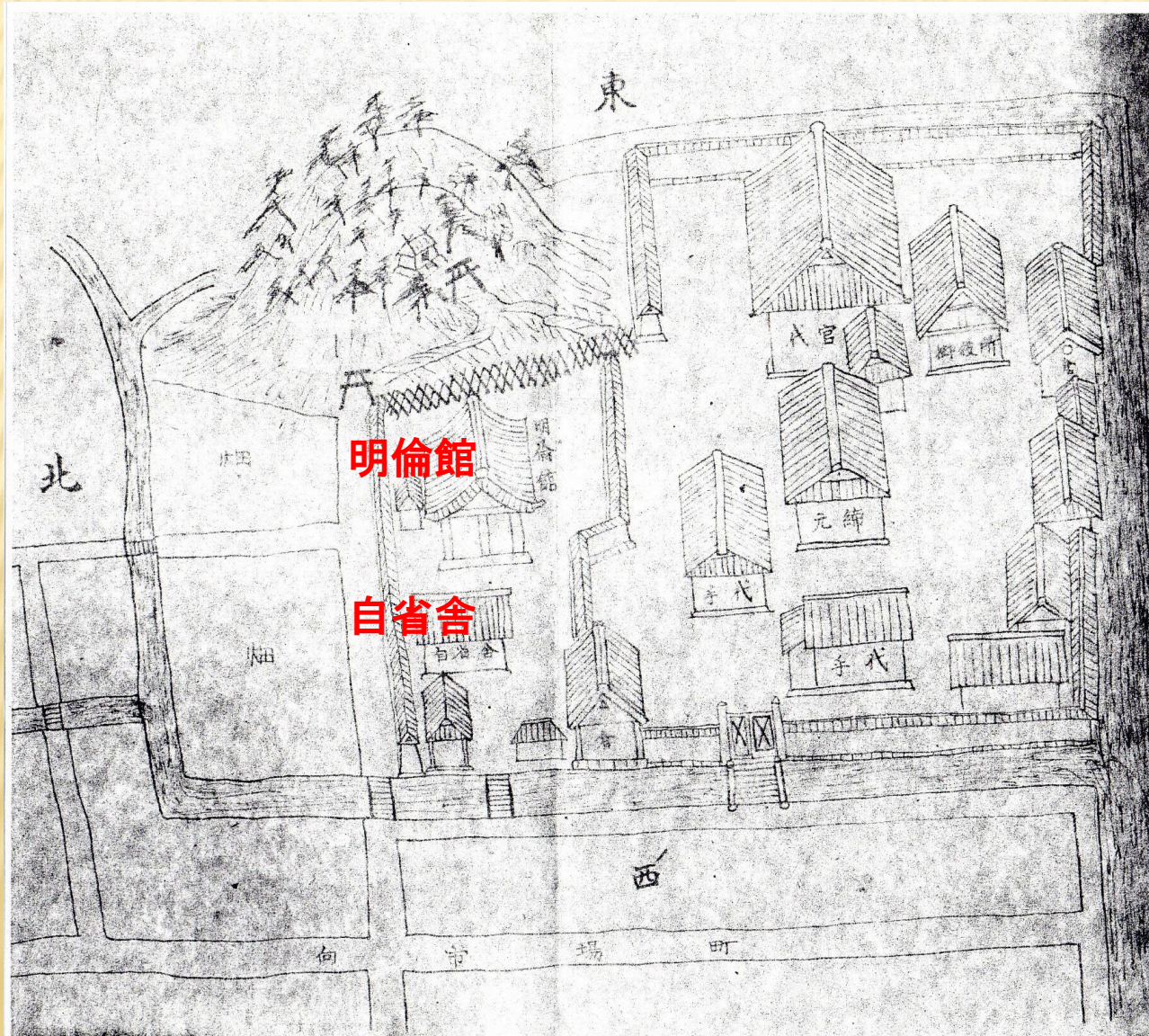
Ⅱ 義倉の運営と義衆

- ✦ 凶作になった天保4年（1833）12月にも村方会所において助勢銀12貫27匁を渡した。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-19-1「村方於会所助成銀渡勘定帳」）。
- ✦ 天保5年の義倉勘定
 - + 収入77貫563匁9分8厘
 - + うち17貫391匁3分4厘を困窮人救済等に支出（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-8「義倉会計帳」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 天保8年、倉敷村新川町に住む善平は、義倉会所の門前に捨てられていた捨子を預けられ、養育料として毎月七五銭30匁を受け取ってきたが、天保10年に金2両を渡され、以降は毎月の養育料は受け取らなくなった。 **（史料5）**
- × **七五銭**：七五文の銭を糸でつないで1緡としたもの。75文を1匁とする。

Ⅱ 義倉の運営と義衆 教諭入用への出費



「天保時代倉敷陣屋及明倫館図」
（倉敷市所蔵購入資料之16「倉紡
六十年史 倉紡史編纂室」）

Ⅱ 義倉の運営と義衆 教諭入用への出費

× 心学教諭へ出費

- + 文化5年 銀566匁7分1厘
- + 文化11年 銀237匁9厘
- + 文化12年 銀245匁3分4厘
- + (倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-5、2-6)

× 天保5年(1834)倉敷陣屋内に教諭所

- + 本館 明倫館 儒学
- + 傍舎 自省舎 心学

× 天保6年4月2日 水沢常太郎・植田武右衛門ら9人の有力者が教諭所備金として銀20貫700目を醸金(『倉敷市史 第四冊』p412)

× 義倉から教諭所入用

- + 天保5年 銀672匁3分
- + 天保6年 銀390匁8厘
- + 天保7年 心学方銀6匁6分3厘
- + (倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-8)

Ⅱ 義倉の運営と義衆



倉敷市所蔵亀山家文書58

嘉永3年（1850）梅雨末期の集中豪雨で大洪水が発生

Ⅱ 義倉の運営と義衆

× 嘉永4年の義倉勘定

+ (A) 収入銀 40貫403匁3分

+ うち夫食米代等に銀 10貫30目4分8厘を支出、その他の支出と併せて (B) 銀 12貫970目2分9厘2毛を支出 (義倉の財産の4分の1を救済に支出)

+ (A) - (B) 残銀 27貫433匁6厘8毛

+ 嘉永3年の残銀 38貫162匁9分8厘に比べ大幅減

+ (倉敷市所蔵倉敷義倉文書 2-9 「義倉会計帳」)

Ⅱ 義倉の運営と義衆 救恤への支出

× 多額の救恤関係支出をした年

	A 収入 (匁)	B 救恤関係支 出 (匁)	B / A	原因
天明 4 年	40,399.15	14,686.42	0.36	天明の飢饉
文政 1 2 年	98,539.19	14,257.112	0.14	米穀高騰、疱瘡 流行
天保 5 年	77,563.98	17,391.34	0.22	天保の飢饉
嘉永 4 年	40,403.3	10,030.48	0.25	嘉永 3 年の洪水

(倉敷市所蔵倉敷義倉文書 2-2、2-8、2-9)

Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × その後再び漸増し、明治2年（1869）には銀64貫余になったが、その多くは回収不能で、在金は21貫余に過ぎなかった。
- × 銀64貫76匁6分6厘
 - + 銀10貫413匁3厘 水澤伊左衛門（回収不能）
 - + 銀30貫407匁3分 喜三郎（回収不能）
 - + 銀2貫目 丹右衛門（回収不能）
 - + 銀21貫256匁3分3厘 新左衛門（在金）

Ⅱ 義倉の運営と義衆

× 明治3年（1870）からは金での勘定に切り替えた。

+ 水澤伊左衛門 銀10貫413匁3厘→金121両永2
88文2分（金1両 \div 85匁） 利息月1割を加えて金
135両永842文7分8厘

+ 喜三郎 銀30貫407匁3分→金354両永175文
9分 利息年8朱を加えて金382両2分永9文9分7
厘

+ 丹右衛門 銀2貫目→金23両永295文4分 利息年
1割を加えて金25両2分永124文9分

+ **（在金）**新右衛門 銀21貫256匁3分3厘→金24
7両永587文9分 利息月1割を加えて金277両永
298文4分5厘

+ 合計金821両永276文1分 夫食手当や必要経費9
0両余を差し引いて、金730両永402文2分2厘

（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-9「義倉会計帳」）

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一 1 続義倉とは

- × 倉敷村の薬種商である林孚一は、義倉の経営が困難になっていたため、嘉永2年（1849）に続義倉を提案したが、賛成者が少なく不成立になっていた。20年後の明治2年（1869）、義倉の修義会後に林孚一らが続義倉結成のため周旋していたとき、7月に四十瀬堤が破損し、23カ村が水につかった。田畑は残らず腐草となり、市中も浸水しななかつたのは本町のみで、ほかは一帯の海とななるほどであった。十数日の間は皆このことに奔走するのみであった。（『倉敷市史 第三冊』p1042～1043）（倉地克直「明治二年東高梁川洪水と地域社会」『倉敷の歴史』第30号）

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一 1 続義倉とは

× 続義倉条約

+ 明和年間に建てられた義倉が村中の窮民を救済していたが、「年暦ヲ経テ殆ド廢曆ニ幾キ」状態にあったので、「**古人ノ義ヲ相續致シ**」条約を結んだうえは、毎年春秋両度出金する。義倉は麦で等級を立て、銀を出したが、今度は金で8等級を定めた。金額の多少で志の優劣を論じるべきではない。続義倉と称する。

+ 第1等	300両	第2等	250両
第3等	200両	第4等	150両
第5等	100両	第6等	75両
第7等	50両	第8等	25両

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一 1 続義倉とは

- + 毎年2月1日と8月1日に、等級金高の10分の1を、明治3年秋から明治8年春まで5カ年に10回出金する。
- + 利息は当分1カ月1分（1%）とする。
- + 明治8年春までの義金を、さらに明治13年春まで5カ年の間殖やし、10カ年満期後、拠出された義金を一時に返還する。
- + 元金の返還が済まない内は非常の場合でも決して義金を分散させない。
- + 義金返還後、貯蓄の利息金で救済活動を行う。飢餓の者が村内にあるのは義衆の恥辱と心得るべきである。

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一 1 続義倉とは

- + 旧義倉に余金があれば、続義倉貯蓄と合併する。そうすれば旧義倉の余金はわずかでも続義倉とともに余沢が永年に及ぶ。これが続義倉第一の主意である。
- + 義衆の除名、途中加入、幹事、新旧両約平行
- + 第一等 大橋平右衛門 水沢伊左衛門
植田孫太郎 大原壮平
- 第三等 大橋秀太郎 小山安右衛門
- など義衆 77人 義金 4, 375両
- + 幹事
 - × 林孚一・井上亮三・木村光太郎・黒瀬与三右衛門・植田甚三郎・多田与右衛門・和栗純次・木山精一
- + (『倉敷市史 第三冊』 p1037～1044)

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一 2 林孚一

× 文化8年（1811）備
 前国児島郡木目村の石井
 伝蔵の三男敷子と村の誕生。林を
 窪屋の郡倉養子種業を、と兼業多し。文
 源介のの養業士家と治倉初死物語』吉備人
 継ぐ。書籍志業。続義倉に年商店物語』年
 出版王の業。続義倉に年商店物語』年
 尊人あつた。続義倉に年商店物語』年
 70）続義倉に年商店物語』年
 治明源出版、2020年



絹本著色林孚一像（明治
 17年）
 （倉敷市所蔵林家資料
 12-6）

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一

3 続義倉の運営

- × 明治3年閏10月、地蔵院で77人が金437両2分を出金。続義倉が発足。そのうち義倉の印判新刻代や集会費などを差し引いて残り431両永31文1歩のうち金430両を1カ月1歩（1%）の利息で通商役所へ預けた。
- × 明治5年2月2日、旧義倉の資産656両永442文3分2厘を引き継ぐ。うち有金は450両余（うち担保があるものは199両余。残りは信用貸し）、205両余は不良債権。
- × 明治6年から円表示。1両→1円。
- × 明治8年3月に第10回の払込を完了。規約ではさらに5箇年利殖される予定であったが、義衆のうち疲弊している連中が多いため、明治8年9月に会議のうえ元金は義衆に返金された。

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一 3 続義倉の運営

× 救恤

- + 明治6年3月決算から夫食代を計上
- + 明治10年9月、懲治監入監者への賄・入費
- + 明治11年9月～明治12年9月、コレラ予防費立替
- + (「明治三年庚午十月 義金会計帳」)
- + 救助人数の例
 - × 明治18年8月 33人
 - × 明治19年8月 36人
 - × 明治20年8月 33人
 - × 明治21年9月 34人
 - × 明治22年9月 32.5人
 - × 明治23年9月 44.5人
- + (「明治三年庚午十月 義金出納帳」)

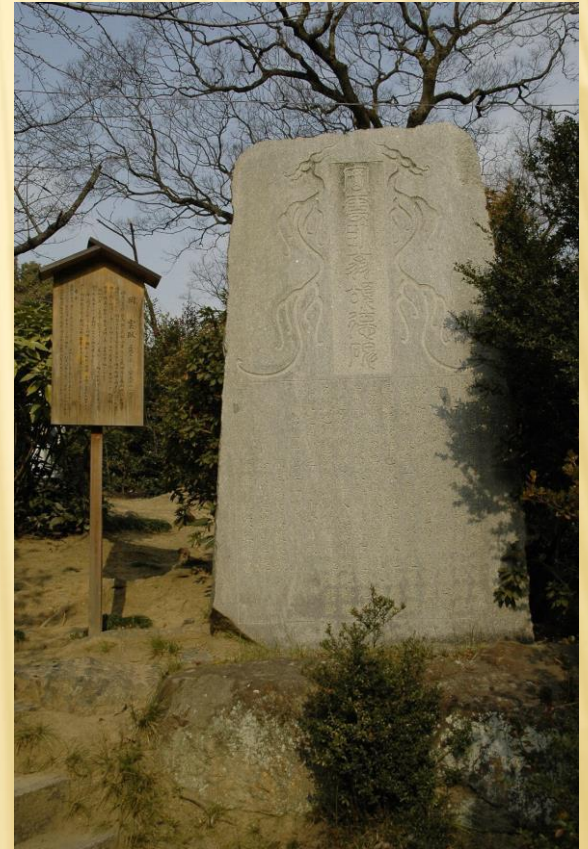
Ⅲ 続義倉の開設と林孚一 3 続義倉の運営

- × 拠金者は倉敷村に限定、貸付先も倉敷村内。地域的で閉鎖された金融機関。
- × 明治24年 倉敷銀行設立 倉敷村は町制施行。→地域的・閉鎖的金融機関の意義が失われる時代に。
- × 救恤は明治30年まで記録されている。
- × (小野敏也「倉敷村の『続義倉』について」『倉敷の歴史』第11号、倉敷市、2001年)

Ⅲ 続義倉の開設と林孚一

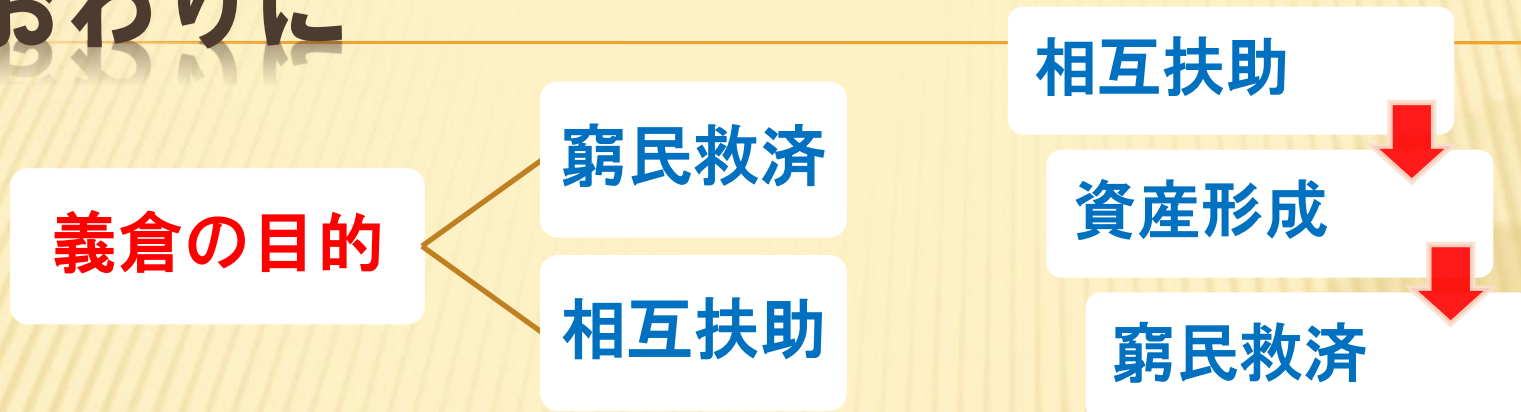
3 続義倉の運営

- × 明治30年5月1日から義衆評決のうえ、資金欠乏のため救助を停止した。
- × 明治31年11月、最後の集会（13人）が誓願寺で開かれた。残金398円72銭5厘は倉敷銀行へ定期預金。
- × （「明治三年庚午十月 義金出納帳」）
- × 明治37年3月4日 元利合計584円65銭5厘 うち210円で鶴形山に岡雲臥翁頌徳碑建設
- × 明治41年11月17日 倉敷銀行の定期預金残高478円53銭。
- × （「明治三年庚午十月 義金会計帳」）



岡雲臥翁頌徳碑
平成23年

おわりに



- × 義倉・続義倉は、さまざまな問題はあったが創立以来129年にわたって窮民救済と相互扶助という目的を遂行。
- × 義倉は、その活動を通じて、義衆や寺院を中心として倉敷村の人々がお互いに助け合い、つながりを強める機能を果たした。
- × 事業の運営は常に目的以外の支出を禁じ、寺社の造営・勧化への寄進、年貢等の立替え、官の徴発には応じない。
- × 毎回集会を開いてすべて衆議で決した。
- × 窮民救済は決まりを墨守することなく、状況に応じて柔軟に対応。
- × 飢饉・洪水などの災害対応、地域の教化にも貢献した。